

—独立行政法人労働者健康福祉機構—

勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事する医師の給与について、兼職に従事した時間数分について給与を減額するなどして兼職先からの報酬の支払と重複して給与の支給を受けさせない取扱いとすることにより、給与の支給が適切なものとなるよう改善させたもの

医師が兼職に従事した時間数分について減額するなどして支給した場合の給与の
節減額(支出) 2億1695万円

1 独立行政法人労働者健康福祉機構における兼職の概要

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）が設置している労災病院等では、地域の中でより良質で効率的な医療の提供体制を構築するため、機構の職員である医師が、公的機関からの要請により地方労災医員等として行政活動を行うほか、病診連携及び病病連携推進のため他の医療機関からの要請により診療援助を行ったり、地域の企業からの要請により産業医として活動を行ったりするなど、公的機関等からの要請に基づき機構以外の業務に就くこと（以下「兼職」という。）がある。

兼職については、報酬の有無及び勤務時間の内外を問わず機構の許可を得ないで行うことは禁止されており、兼職に関する通達において、許可の基準や手続等が定められている。兼職の必要がある場合、当該医師は事前に労災病院等の長の許可を得た上で兼職に従事している。

そして、機構においては、給与に関する規程により、無断欠勤として取り扱われた職員等に対しては、勤務1時間当たりの給与額に、勤務しない時間数を乗じた額を減額して給与を支給することとなっているが、医師が勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事した場合における給与の取扱いについては定められていない。また、医師が兼職に従事した時間数（以下「従事時間数」という。）を各労災病院等において管理することとはなっていない。

2 検査の結果

平成21、22両年度において勤務時間内に行われた報酬を伴う1,424件の兼職のうち1,388件の兼職において、報酬の全部を医師本人に受領させるなどするとともに労災病院等から従事時間数分の給与が支給されていて、医師が兼職先からの報酬の支払と重複して給与の支給を受けている状態となっていた。

しかし、勤務時間内に兼職に従事し、その対価としての報酬を医師本人が受領しているのに、当該医師が、兼職先からの報酬の支払と重複して、その従事時間数分の給与を減額されることなく労災病院等から給与の支給を受けている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

前記の1,388件の兼職のうち、従事時間数が判明しなかった45件の兼職を除いた1,343件の兼職について、当該兼職に従事した医師に対して、勤務1時間当たりの給与額に従事時間数を乗じた額を減額するなどして給与を支給していたとすれば、給与の支給額を2億1695万円節減できたと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、23年9月に兼職に関する通達及び給与に関する規程を改正して、勤務時間内に報酬を伴う兼職に従事する医師に対しては、従事時間数分について給与を減額するなどして兼職先からの報酬の支払と重複して給与の支給を受けさせない取扱いとするとともに、各労災病院等に事務連絡を発して、従事時間数の管理を厳格に行うよう指導するなどして、これらを同年10月から適用することとする処置を講じた。